

横浜市地域子育て応援マンション認定制度の改正について

1 改正の趣旨

少子化社会を背景として、子育てしやすい住環境の整備を図るため、平成 20 年度から、保育所等を併設したマンションを、「横浜市地域子育て応援マンション」として認定する制度を開始しています。

待機児童の解消を継続するとともに、放課後児童クラブの充実など多様化する子育て世帯ニーズに対応し、子育てにやさしいマンションのより一層の普及を図るため、制度見直しを行います。

2 制度の概要

住宅の広さや遮音性、バリアフリー等の住宅性能を満たし、認可保育所や地域子育て支援拠点等を併設したマンションを「横浜市地域子育て応援マンション」として認定する制度です。

- ① 開発事業者は、本市ホームページによる紹介や認定マークの活用により、マンション販売や賃貸する際に子育て世帯向け物件としてアピールできます。
- ② 公開空地の整備など一定の条件を満たす計画については、市街地環境設計制度を活用し、保育所等の一部の子育て支援施設部分の容積加算などを受けることができます。
- ③ 住宅購入者は一部の金融機関において、住宅ローンの金利優遇を受けることができます。

3 改正の概要

(1) 対象マンションの拡充

「新築(分譲・賃貸)マンション」だけでなく、新たに「既存(分譲・賃貸)マンション」を対象とします。

(※既存マンションについては、バリアフリー等の住宅基準を一部緩和します。)

(2) 子育て支援施設の拡充

併設施設として、ア 認可保育所、イ 地域子育て支援拠点、ウ 親と子のつどいの広場に加えて、新たに エ 横浜保育室、オ 家庭的保育事業、カ 放課後児童クラブ、キ 医療施設(小児科等) を対象に拡充します。

| 現 行 | 改 正 |
|--------------|--------------|
| ア 認可保育所 | エ 横浜保育室 |
| イ 地域子育て支援拠点 | オ 家庭的保育事業 |
| ウ 親と子のつどいの広場 | カ 放課後児童クラブ |
| | キ 医療施設(小児科等) |



4 改正の要綱・要領

(1)要綱

- ・「横浜市地域子育て応援マンション認定制度要綱」
- ・同要綱について必要な事項を定めた「要領」

(2)施行日

- ・平成25年1月4日

【その他】

横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱との連携（以下、「協力要請要綱」）

こども青少年局では、大規模マンションの開発によって発生する保育ニーズに対応するため、開発事業者に対して、地域の状況等を踏まえた保育施設等の設置について協力を要請するための要綱を制定し、平成25年1月4日から施行します。

開発事業者が一定規模のマンションを建設する際には、協力要請要綱の手続きに則って、計画の早期段階から保育施設等の設置を支援し、子育て応援マンションの認定を促すことで、これまで以上に、開発事業者が保育施設等を設置しやすくなる環境を整備していきます。

(1)対象となる土地利用計画

マンション200戸以上の新築、増築及び改築の土地利用計画

(2)設置を要請する保育施設等の種類

- ① 認可保育所
- ② 横浜保育室
- ③ 家庭的保育事業
- ④ 放課後児童クラブ



(3)連携による効果

- ① 開発事業者がマンションの計画段階で、保育施設等の立地やニーズについて、必要性の判断を受けることができます。
- ② 開発事業者が保育の運営事業者を選定する際に、市の支援を受けることができます。

建築局と、こども青少年局が連携を強化し、地域子育て応援マンションの供給を促進していく
ます。